

島根県新型インフルエンザ対策行動計画（暫定版）概要

1. 背景

ヒトは、新型インフルエンザに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響（社会機能の低下等）をもたらす。

2. 行動計画

新型インフルエンザの発生に備え、事前に国の行動計画や地域の実情に応じて、対応策や役割分担を決めた行動計画を作成するとともに各種マニュアル等も整備し、具体的な対応を取ることとする。

3. 対策の推進体制

<p>1. 島根県</p> <p>正確な情報の提供、発生動向の把握、発生の予防、治療等、流行状況に応じた部局横断的な連携が求められることから、新型インフルエンザ対策を総合的に推進するため本庁に「島根県新型インフルエンザ対策推進本部」(H20年7月29日設置)を設置するとともに二次医療圏においては、「地区推進会議」(仮称)を設置する。</p> <p>新型インフルエンザが発生(海外発生期)した段階で「島根県危機管理対策本部」に移行し、必要に応じて「地区対策本部」を設置する。</p>	<p style="text-align: center;">【推進体制図】</p> <pre>graph TD; A[島根県新型インフルエンザ対策推進本部] -- 海外発生 --> B[島根県危機管理対策本部(各部局)]; A -.-> C[地区対策推進本部]; C -.-> D(地区推進会議); B -.-> E[地区対策本部]; E -.-> F(地区推進会議);</pre>
<p>2. 市町村</p> <p>新型インフルエンザ対策の推進のため、市町村レベルでの行動計画の策定や対策本部の設置等、県・関係機関等と連携し地域の実情に応じた対策を実施する。</p>	
<p>3. 関係機関</p> <p>【医療機関】</p> <p>感染症患者への適切かつ良質な医療を提供するため、平常時より事前準備を行うとともに、発生時には迅速な対応が取れるよう協力を求める。</p> <p>【関係機関】</p> <p>大規模流行期における感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能の破綻を招かないようにするため、関係機関(社会福祉施設、企業、公共交通機関、マスメディア等)の協力を求める。</p>	
<p>4. 県民</p> <p>県民は、新型インフルエンザに関する正しい知識を持ち、咳エチケットの遵守や不要不急の外出を避ける、食料・日用品の備蓄、安易な救急車の利用をしないなど、その予防、まん延防止、適切な受診行動などに努める。</p>	

4. 流行段階と対策

流行段階	1 体制と連携	2 サーベイランス	3 予防と感染拡大防止	4 医療	5 情報の収集・提供	6 社会機能の維持・継続
新型インフルエンザ未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ●「新型インフルエンザ対策推進本部」、及び「地区推進会議」(仮称)の設置 ●「島根県新型インフルエンザ対策行動計画」、「対応マニュアル」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●通常の感染症発生动向調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●抗インフルエンザウイルス薬の確保 ●県民の社会活動制限(集会、不要不急以外の行動の自粛)への理解 ●学校閉鎖措置への理解 	<ul style="list-style-type: none"> ●発熱外来の確保 ●感染防護服等の確保 ●病床、療養施設の確保 ●医療機関、県・郡市医師会に要員の確保について協力を要請 ●一時的遺体安置所の選定を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染予防、拡大防止の正しい知識(咳エチケット、家庭での食料、日用品の備蓄の必要性等)の普及啓発 ●情報提供体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村、関係機関、企業(特にライフライン関連)での事業継続計画(BCP)作成を要請
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ●「島根県危機管理対策本部」に移行 ●各圏域毎に地区対策本部を必要に応じて設置 ●市町村対策本部の設置を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●症候群サーベイランス等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●検疫協力 ●医療従事者等へプレパンドミックワクチンの接種 ●県民の社会活動制限を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●保健所に発熱相談センターを設置するとともに市町村にも設置を要請 ●感染症指定医療機関、公共施設での受け入れ体制を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●県に相談窓口の設置と市町村へも設置を要請 ●県民へ注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関、団体へ対策の徹底を要請
国内発生期	<ul style="list-style-type: none"> ●国内の発生状況等の情報の共有化 ●知事は、非常事態を宣言し社会活動の制限を呼びかける 	<ul style="list-style-type: none"> ●疑い症例調査支援システムサーベイランスを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●患者の接触者に対する健康観察を実施 ●県民の社会活動の自粛の徹底を求める 	<ul style="list-style-type: none"> ●発熱外来を設置 ●医療機関、県・郡市医師会に要員確保を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●県民への情報提供(感染状況、注意事項等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関、団体へ対策強化を要請
県内発生期	<ul style="list-style-type: none"> ●県内の発生状況等の情報を共有化 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザの発生动向について把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●県民の社会活動の制限を強く要請 ●学校、通所施設等閉鎖及び閉鎖を要請 ●患者との濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与 	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、在宅治療、重症者の入院治療実施 ●家族の外出自粛、看護者のいない患者は公共施設等で療養 ●保健環境科学研究所で検査を実施(H5N1を確定) 	<ul style="list-style-type: none"> ●県民への情報提供(感染状況、注意事項等)を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関、団体へ対策強化の更なる強化を要請
大流行期	<ul style="list-style-type: none"> ●県内ライフライン等事業所(BCP)との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランスを実施 ●死亡者数迅速把握サーベイランスを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●県民の社会活動の制限(原則、活動の中止を要請) ●備蓄抗インフルエンザウイルス薬の供給 	<ul style="list-style-type: none"> ●確保病床数以上の要入院患者が発生した場合、軽症者から公共施設等で療養 ●一時的遺体安置所の活用を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●県民への情報提供(感染状況、注意事項等)を徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村、関係機関、企業(特にライフライン関連)での事業継続計画(BCP)実施
小康状態	<p>==小康状態==</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対策の評価と計画の見直し 		<p>==小康状態==</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第2波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 		<p>==小康状態==</p> <ul style="list-style-type: none"> ●情報提供体制を評価、見直し 	<p>==小康状態==</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業継続計画(BCP)の評価、見直し